平成２４年（フ）第５３号
愛媛県今治市別名10番地１　岡田アパート202号、旧住所松山市三津２丁目６番55号
債務者　松林　啓介
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命216番地１
債務者　久我　幸夫
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田254番地17
債務者　野坂　彰宏
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４６２号
福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦265番地６
債務者　平田　吉幸
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０８号
福岡県中間市桜台１丁目10番17号
債務者　古賀　　貫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番22―501号
債務者　藤高　博子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７８号
大分県別府市平田町３番14号　市営平田住宅305号
債務者　大竹　勝夫
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２９号
大分市大字畑中1135番地　レトアＭＲ201
債務者　杉村　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２７号
宮崎市大塚町京園3199番地１　トダカビル302号
債務者　濱砂　美穂（旧姓古謝）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７号
宮崎県日南市大字平野1673番地　松原第５アパート20号
債務者　木佐貫平馬
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町４番25―33号
債務者　中村千恵美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目１番地23
債務者　野入　政博
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
鹿児島県いちき串木野市湊町４丁目153番地
債務者　久留　香織
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
鹿児島県日置市東市来町長里27番地５
債務者　有馬　博一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目５番５号
債務者　松田　　司
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目５番５号
債務者　松田　鈴子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市三和町18番24―24号
債務者　井手　武志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市小川町２番３号
債務者　横井真優美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係